

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第二十八条に基づく公表

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第二十八条に基づき、同法施行規則第十一条第二項に規定する「主務省令で定める事項」について次のように公表する。なお、本件にかかる主務省令で定める期間とは、平成二十八年一月一日から三月三十一日までとする。

平成二十八年五月二十五日

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構 代表取締役 松崎 孝夫

- 1 支援決定を行った件数  
二十九件
- 2 買取申込み等期間の延長を行った件数  
該当なし
- 3 支援決定を撤回した件数  
該当なし
- 4 買取決定を行った対象事業者の概要及び買取りに係る債権の元本総額  
買取決定を行った対象事業者の概要  
一 茨城県の医療業者（震災により建物が損傷）  
二 宮城県沿岸部の印刷業者（津波により工場、機械設備が損壊）  
三 茨城県の技術サービス業者（震災による受注取消により収益機会を逸失）  
四 宮城県沿岸部の美容業者（津波により設備等が損壊）  
五 茨城県の技術サービス業者（震災により工場が損壊、移転を余儀なくされる）  
六 福島県浜通りの水産加工業者（津波により工場、設備が損壊、在庫が減失）  
七 宮城県沿岸部の運送業者（津波により建物、設備が損壊）  
八 宮城県沿岸部の小売業者（津波により店舗、設備、在庫が流出）  
九 茨城県の飲食業者（震災により店舗、設備が破損）  
十 宮城県沿岸部の水産卸売業者（津波により本社建物、倉庫、在庫が流出）  
十一 宮城県沿岸部の小売業者（震災により商品・材料が破損、一時営業停止を余儀なくされる）

十二 福島県中通りの飲食業者（震災により建物が破損、風評被害による客数減少に伴い売上が減少）

十三 岩手県沿岸部の建設業者（津波により備品が流出、一時営業停止を余儀なくされる）

十四 福島県浜通りの飲食業者（津波により建物・備品が損壊、風評被害による客数減少に伴い売上が減少）

十五 福島県浜通りの介護業者（津波により施設が全壊）

十六 福島県中通りの宿泊業者（震災により施設が損壊、風評被害による旅行客減少に伴い売上が減少）

十七 福島県浜通りの観光業者（津波により事務所・設備が損壊、一時営業停止を余儀なくされる）

十八 福島県中通りの食品製造業者（震災により店舗が損壊、風評被害による客足の減少により売上が減少）

十九 岩手県沿岸部の水産加工業者（津波により事務所兼工場が全壊、機械設備・在庫が流出）

二十 岩手県内陸部の小売業者（震災により倉庫が損壊、販売先の廃業により貸倒が発生）

二十一 岩手県沿岸部の技術サービス業者（津波により工場が損壊、機械設備・仕掛品が流出）

二十二 千葉県の水産加工業者（津波により設備が損壊、風評被害により売上が減少）

買取りに係る債権の元本総額

六十二億千四万円

5 出資決定を行った対象事業者の概要及び出資総額

該当なし

6 対象事業者に係る債権の譲渡その他の処分の類型（債務の免除、債権の譲渡その他の類型をいう。）ごとの当該処分を行った件数及び対象事業者に係る株式又は持分の譲渡その他の処分の類型（譲渡、消却その他の類型をいう。）ごとの当該処分を行った件数並びに当該処分時における対象事業者に対する当該債権の元本総額（信託の引受けに係る債権を除く。）及び処分後における対象事業者に対する当該債権の元本総額（信託の引受けに係る債権を除く。）

債務の免除 二十一件、その他 七件

当該処分時における対象事業者に対する当該債権の元本総額（信託の引受けに係る債権を除く。）

五十八億五百三十八万五千円

処分後における対象事業者に対する当該債権の元本総額（信託の引受けに係る債権を除く。）

十八億八千五百十四万三千円

7 一の支援決定に係る全ての再生支援を完了した対象事業者の概要及び対象事業者に対して行った買取決定に係る債権の買取価格の総額

一の支援決定に係る全ての再生支援を完了した対象事業者の概要

宮城県沿岸部の運送業者（津波により本社事務所・倉庫・車両が全て流出）

岩手県沿岸部の菓子製造販売業者（津波により在庫及び有形資産が全壊流出）

福島県浜通りの食品小売業者（津波により本社店舗が浸水、在庫が流出）

宮城県沿岸部の水産加工業者（津波により工場設備、在庫等が流出）

岩手県沿岸部の建設業者（受注取消により収益機会を逸失）

岩手県沿岸部の小売業者（津波により店舗が損壊、設備が流出）

対象事業者に対して行った買取決定に係る債権の買取価格の総額

二億八千六百二十二万九千円